

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者(以下単に「求職者」とします)に係る雇用契約が短期間で終了した場合(求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります)、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、および、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号 1 3 - ユー 304474

事業所の名称及び所在地 グリユーク株式会社
東京都新宿区新宿二丁目 10 番 7 号 TOM ビル 7F